

# 宿 泊 約 款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規程にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。

- 1) 宿泊者名
- 2) 宿泊日及び到着予定時刻
- 3) 宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料による）
- 4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が宿泊中に、前項第2項宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し入れがなされた時点で新たな宿泊契約があったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。但し、当館が承諾しなかった事を証明した時は、この限りではありません。

2 前項の規程により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の基本料を限度として、当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規程を適用する事態が生じた時は、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規程による料金精算の際に返金します。

4 第2項の申込金を同項の規程により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。但し、申込金の支払い期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規程にかかわらず、当館は契約の成立後、同項の申し込みの支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び、当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

- 1) 宿泊の申し込みが、この約款に依らないとき。
- 2) 満室及び賞切利用により客室の余裕がないとき。
- 3) 宿泊しようとする者が宿泊に関し法令の規程、公の秩序若しくは最良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められたとき。
- 4) 宿泊しようとする者が伝染病者であると明らかに認められたとき。
- 5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 6) 天災のため施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊をさせることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当館に申し出て宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規程により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます)は、罰し第2に掲げるところにより違約金を申し受けます。

但し、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は次に掲げる場合に於いては、宿泊契約を解除することがあります。

- 1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規程、公の秩序もしくは最良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。または、同行をしたと認められるとき。
  - 2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
  - 3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - 4) 天災なお不可抗力に起因する事由により、宿泊させることができないとき。
  - 5) 寝室での寝たばこ、消防用設備に対する悪戯、その他当館が定める利用規程の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当館が前項の規程に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業。
- 2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地・入国年月日。
- 3) 出発日及び出発予定時刻。
- 4) その他当館が必要と認める事項。

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に変わり得る方法により行おうとするときは、予め、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。但し、連続して宿泊した場合に於いて、到着時及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は前項の規程に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- 1) 超過3時間までは室料相当額の30%
  - 2) 超過6時間までは室料相当額の50%
  - 3) 超過6時間以上は室料相当額の100%
- 3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は当館においては当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示等でご案内します。

- 1) フロントサービス  
イ) エントランスドア 門限 23:00  
ロ) フロントサービス 22:00

- 2) 飲物等のサービス提供時間  
イ) ご朝食 7:30 ~ 9:00  
ロ) ご昼食 11:00 ~ 14:30  
ハ) ご夕食 18:00 ~ 21:00

2 前項の時間は、臨時に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせ致します。

(宿泊料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料等の内訳は、別表1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等により、ご出発の際、又は当館が請求した時、フロントに於て行ってください。

3 当館が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

2 当館は、消防機関より防火優良証を受けておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償保険に加入しております。

(契約した客室が提供できないときの取り扱い)

第14条 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は前項の規程にかかわらず他の宿泊施設斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないとき、補償料をお支払いしません。

(委託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償致します。但し、当館がお預かりするにあたり、その種類及び価額の明告のなかったものについては、3万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がチェックインされるまでお預かり致します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明した時は、該当所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合に於ける宿泊の手荷物又は携行品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規程に前項の場合にあつては同条第2項の規程に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするのであつて、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理にあたり、当館の故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失によって当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表 1 宿泊料金の算定方法 (第2条第1項・第12条第1項 関係)

		内 訳	
支払総額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料十朝・夕食料)	
	追加料金	追加飲食及びその他の施設利用代金等	
	税金	消費 税	

備考: 1 基本宿泊料は料金表に提示する料金によります。 2 子供料金は小学生は大人料金の70%、4歳以上6歳未満のお子様は大人料金の50% 1歳~3歳のお子様は施設使用料を頂く場合があります。 3歳未満のお子様の寝具は別途申し受けます。

別表 2 違約金 (第6条第2項 関係)

下記の取消料率は、個人旅行及び一般団体様の取消料率になります。

契約申込人数	通知を受けた日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	7日前	14日前	30日前
14名まで		100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%		
15名から30名まで		100%	100%	80%	30%	30%	30%	30%	20%	
31名から100名まで		100%	100%	80%	80%	80%	50%	50%	30%	25%
101名以上		100%	100%	80%	80%	70%	50%	50%	50%	50%

【 連泊予約における「全部」取消規定 】

(注): 1 連泊予約において、全ての宿泊日を同時に取消した場合、全ての宿泊日に対して1泊目の取消料率に基づく取消料がかかります。

2 団体研修旅行、学生団体教育旅行、スキー修学旅行、スポーツ合宿及び大会、音楽合宿、その他団体様でご利用の取消料率について、15名様以上の違約金は、別紙の【別表 3】の通りとします。

附 則 この宿泊約款は令和6年9月1日より実施する。

〒949-6408

新潟県南魚沼市塩沢2071

株式会社 シャトーテル塩沢